

# 令和8～11年度広報もとぶ制作業務仕様書

令和8年4月

本部町役場

企画商工観光課

## 令和8～11年度広報もとぶ制作業務仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、令和8年度広報もとぶ制作業務（以下「本業務」という）を遂行するために必要な事項を定める。

2 仕様書中、発注者の本部町を「甲」といい、仕様書及び委託契約書に基づき、甲から委託を受けて本業務を行うものを「乙」という。

(目的)

第2条 本業務は、本部町の広報もとぶ（以下「広報誌」という）を発行することにより、本町の行政、保健、医療、福祉、教育、暮らしの情報等について、広く町民へ周知することを目的とする。

(業務内容)

第3条 乙は、甲より貸与される原稿及び写真を基にデザイン・レイアウト等を行い、甲の指示に基づき、広報誌を制作し印刷するものとする。

2 乙は、広報もとぶ有料広告掲載を本業務と併せて行うものとする。

3 乙は、本業務契約とは別に、広報もとぶ広告枠売買契約を甲と締結する。

4 仕様は、次に掲げるものとする。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 印刷部数   | 5,400部/月  |
| (2) 発行回数   | <b>36回(12回/年)</b><br><u>(令和8年7月号から令和11年6月号まで毎月発行)</u>   |
| (3) 契約期間   | 令和8年6月1日～令和11年5月31日                                     |
| (4) 仕上がり寸法 | A4(210mm×297mm)   |
| (5) ページ数   | 12P/月 ※但し、甲が事前に指定する号については、契約総ページ数の5%を上限にページを増刷できるものとする。 |
| (6) 色数     | 全ページ 4色フルカラー  |
| (7) 加工     | 2つ折・はさみ込み・2穴あけ  |
| (8) 用紙     | マット紙(44.5kg)(同等の紙も可)                                    |
| (9) 掲載写真点数 | 25点程度/月   |
| (10) 掲載文字数 | 10,000字程度/月   |
| (11) 貸与品   | 原稿データ・写真データ   |
| (12) 納期    | 毎月1日<br>※土日祝日の場合は、後日とする。                                |
| (13) 納品    | 各区指定部数を梱包し、本部町役場へ納品する。                                  |

(資料の支給及び貸与)

- 第4条 甲は、本業務に必要な関係資料を乙に支給または貸与しなければならない。
- 2 乙は、貸与された関係資料の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返却しなければならない。
  - 3 乙は、支給または貸与された関係資料を丁寧に扱い、紛失損傷してはならない。
  - 4 乙は、支給または貸与された関係資料に守秘義務が求められるものについては、複写等をしてはならない。

(再委任の制限)

- 第5条 乙は、次の各号に掲げるものは、再委任してはならない。
- (1) 本業務における総合的な企画、業務管理、手法の決定及び技術的な判断。
  - (2) 本業務における実施内容の解析及び技術的な判断。
- 2 乙は、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委任にあたっては、甲の承諾を必要としない。
  - 3 乙は、2号に規定する業務以外の再委任にあたっては、甲の承諾を得なければならない。
  - 4 乙は、業務の一部を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し、業務の実施等についての適切な指導管理を行わなければならない。

(納品)

- 第6条 乙は、本業務の成果品の納品に際しては、事前に納品日時・方法等の調整を行い、甲の指定する場所に納品しなければならない。

(納品立会)

- 第7条 納品時は、甲と乙、ともに数量及び品質の確認作業に立ち会うものとする。

(成果品)

- 第8条 成果品とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 広報誌 5,400 部/月  
※各包みには品名、各字名、部数を明記すること
  - (2) 広報誌印刷データ (PDF データ) で提出すること。その際、広告掲載版と未掲載版の両方を提出すること。

(知的所有権の確認)

- 第9条 本業務実施に伴い発生した知的所有権等については、全て甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、本業務完了後の検査時に、著作権にかかる譲渡書を提出するものとする。

(その他)

第10条 本業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議をするものとし、軽微な事項については甲の指示に従い誠意を持って本業務の遂行にあたるものとする。